

C 1 0 1 - 2 在宅小児低血糖症患者指導管理料 (特掲診療料／在宅療養指導管理料)

C 1 0 1 - 2 在宅小児低血糖症患者指導管理料

(診療報酬の算定方法の一部を改正する告示 令和 6 年厚生労働省告示第 5 7 号)

在宅小児低血糖症患者指導管理料	820点
-----------------	------

注 1 2 歳未満の小児低血糖症であって入院中の患者以外の患者に対して、重篤な低血糖の予防のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

留意事項

通知：診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0 3 0 5 第 4 号)

在宅小児低血糖症患者指導管理料は、1 2 歳未満の小児低血糖症の患者であって、薬物療法、経管栄養法若しくは手術療法を現に行っているもの又はそれらの終了後 6 月以内のものに対して、患者及びその家族等に対して適切な療養指導を行った場合に算定する。